

愛知県学習用パソコン等貸与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ICTを利活用した教育を進め、教育の質の向上を図るため、愛知県立学校（以下、「県立学校」という。）に在籍する児童生徒に対して貸与する学習用パソコンに関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「学習用パソコン」とは、タブレットとして使用できるキーボード付きパーソナルコンピュータ及びその使用のために必要な付属品で、県立学校での学習活動に必要不可欠な教材・教具として使用するための設定及びセキュリティに係る対策を講じたものをいう。

(貸与物品)

第3条 この規程により貸与を行う物品（以下、「貸与物品」という。）は、学習用パソコン及びその使用のために必要な付属品とする。

(貸与対象者)

第4条 貸与物品の貸与を受けられる者は、県立学校に在籍する児童生徒とする。

(管理)

第5条 出納員及び分任出納員は、愛知県財務規則第182条第1項に基づき、貸与状況を常に明らかにするために物品貸付簿（愛知県財務規則様式第109）を備えなければならない。

2 学校長は、貸与状況に異動が生じたときは物品貸付簿に記載するものとする。

(貸与期間)

第6条 貸与物品の貸与期間は、貸与決定日から学校長が定める日までとする。

(貸与に係る費用)

第7条 貸与物品の貸与に係る費用は、無償とする。

(貸与の申請)

第8条 貸与物品の貸与を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、愛知県学習用パソコン等貸与申請書及び承諾書（様式第1号）を学校長に提出しなければならない。なお、校内での利用に限り、申請書及び承諾書の提出は不要とする。

(貸与の決定)

第9条 学校長は、前条の申請書を受理したときは、当該書類を審査し、貸与の可否を決定するものとする。

2 学校長は、前項により貸与を決定したときは、愛知県学習用パソコン等貸与決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(受領書)

第10条 貸与物品の貸与を受けた者（以下、「利用者」という。）は、貸与物品を受領した場合は、学校長へ物品受領書（様式第3号）を提出しなければならない。

(貸与物品の変更)

第 11 条 学校長は、貸与決定した貸与物品を変更するときは、愛知県学習用パソコン等貸与物品変更通知書（様式第 4 号）により、利用者に通知するものとする。

2 利用者は、前項の通知を受けた場合は、学校長の指示により貸与物品の交換をすることとする。

(貸与物品の取扱)

第 12 条 利用者は、貸与物品について善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸与物品を、他者に使用させ、又は転貸すること。

(2) 貸与物品を、売却、廃棄又は故意に破損すること。

(3) 貸与物品を、学習活動以外に使用すること。

(4) 貸与物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。

(5) 学校長が別に定める学習用パソコン利用規約等に反する行為を行うこと。

(6) その他学習用パソコン等貸与の目的及び貸与決定通知書に記載される遵守事項に反すること。

3 利用者は、学校長から貸与物品の管理運営にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。

(維持管理に係る経費)

第 13 条 利用者は、貸与物品の利用に係る維持管理費を負担しなければならない。

(亡失又は損傷の届出)

第 14 条 利用者は、貸与物品を亡失したとき又は貸与物品が損傷したときは、直ちに貸与物品亡失・損傷届（様式第 5 号）を学校長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該事由が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、修繕費等の貸与物品の原状復旧に要する費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第 15 条 利用者は、貸与物品の使用にあたり、故意又は重大な過失により県又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

(決定の取消し)

第 16 条 学校長は、第 6 条の貸与期間中であっても次の各号の一に該当するときは、貸与決定を取り消すことができる。

(1) 利用者が休学又は留学等により長期に登校しないこととなったとき。

(2) 利用者が、県立学校の児童生徒でなくなったとき。

(3) 利用者が、第 12 条の規定に違反したとき。

(4) その他、貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

2 学校長は、前項の規定により貸与決定を取り消したときは、愛知県学習用パソコン等貸与決定取消通知書（様式第 6 号）により、利用者に通知するものとする。

(貸与物品の返却)

第 17 条 利用者は、第 6 条により学校長が別途定める貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。

2 利用者は、前条による貸与決定の取り消しを受けた場合は、学校長が別途定める日までに貸与物品を返却しなければならない。

3 利用者が、貸与物品を前項の返却日までに返却せず、学校長からの督促にも応じない場合は、利用者は貸与物品の価額を弁償する責任を負う。

(連帯保証)

第 18 条 利用者の親権者又は未成年後見人は、本貸与規程に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証する。

(補則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和 3 年 10 月 1 日 3 教企第 195 号)

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。